

重点事項推進WG：横断的制度分野担当SW

第3回会合 議事録

1. 日時：平成18年3月30日（木）16:45～17:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：資格制度の見直しに関するヒアリング（社会保険労務士）
4. 出席：○規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、安念専門委員、大橋専門委員

○厚生労働省

労働基準局労働保険徴収課 課長補佐 富田望

富田労働保険徴収課長補佐 それでは、労働保険徴収課と申します。当初、ここに森岡課長と書いてありますが、大変申し訳ないのですが、家に不幸がありまして、急遽、私は課長補佐で社労士を担当しております、富田と申しますけれども、私の方から説明をさせていただきたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

資料として、お手元に調査票が配られているかと思いますけれども、これに併せまして、社労士制度とは何かということも簡単に御説明させていただきたいと思います。

所管省庁につきましては、ここに書いてありますとおり、厚生労働省の労働保険徴収課というところで、実はこの1つの係の2名ほどで担当しております。

登録者でございますけれども、3万ちょっとということで、18年2月末現在でございます。

社会保険労務士というのは、皆さん御案内のとおりだと思いますが、何をやっているのかということを書いてないのですが、労働社会保険諸法令に基づきまして、いろいろ年金とか労働保険とかの申告用紙がございます。そういったものに対する書類の作成とか、代行、それから苦情申立てとかがございましたら、その辺の事務代理、最近は個別労働関係紛争とかいうものも増加しておりまして、個別労働関係紛争の労働関係で、いろいろと社会保険労務士は知見がございますので、あっせん代理ができるようになったところがございます、更に平成17年、これは司法制度改革から派生しているものでございますけれども、こちらの方で紛争解決手続といいまして、例えば都道府県労働局で行っております機会均等に関する調停とか、あるいは地方労働委員会というのが都道府県にございますけれども、そこでも個別労働関係紛争を扱ったりしております。その辺の代理といったものについても、これについては19年4月から施行されることになりましたけれども、しっかりとした能力担保措置をして、この業務の代理をできるようになったということでございます。それが業務の概要でございます。

ここに登録者数が3万というふうに書いておりますけれども、そのうち開業の、報酬を

得て社会保険労務士業を行っている者が約二万弱でございます。

それから、勤務社会保険労務士、登録はしているのですけれども、企業とかで働いているという者が1万ちょっとでございます。

その他、人数は多くはございませんけれども、社会保険労務士法人というふうに、1人でやりますと何かと限界がございますので、平成15年から社会保険労務士法人というものを、複数の社会保険労務士が社員になって設立できるということをやっておりますので、そういった法人の社員が300人程度いるという状況でございます。

社会保険労務士につきましては、毎年1回に試験を実施しておりまして、大体平成17年度の例で申し上げますと、受験申込者数が約六万人ということです。これはこちらの方でも後ろの方にグラフが付いているかと思いますが、17年度は6万1,251名という方が申し込みをされまして、実際受験された方が4万8,120名。合格者数は、その上でございまして4,286名ということで、合格率につきましては8.9%、大体見ていただきましたら9%とか8%の後半とかで最近は推移しているという状況でございます。

また調査票の初めの方に戻っていただきまして、あとはもう調査票に従いまして説明させていただきたいのですが、この登録ということにつきましては、これは各士業も似たようなところがあるかと思いますが、社会保険労務士会連合会というところがございまして、そこに登録をするということになっております。登録審査は連合会で行いまして、入会については開業される方と社会保険労務士になる方についてはすべて社会保険労務士会に入会していただくということになっております。

その連合会、あるいは県に県会というものがございしますが、根拠をいたしましては、こちらの方に書いてあるとおりでございます。社会保険労務士法の25条の26の方で、県会は県ごとに設立しなければならないと。それで、連合会は全国にと25条の34の第1項で書いております。

強制加入としている場合の理由ということでございますけれども、これは法律上25条の33というところで、県会とここでは略させていただきますけれども、所属の社会保険労務士とか社会保険労務士法人、これをまとめて労務士等と総称させていただきますけれども、それが法律とか法律に基づく命令、それからこの社会保険労務士諸法令に違反するおそれがあるというふうに認められるときにつきましては、会則を県会とかで定めておりますので、それに基づきまして、注意を促すことや必要な措置を講じることを勧告できるということになっております。

ですから、こういうことでもし会員でないという方がおられましたら、会則を守る必要がないわけです。したがって、会則でいかにこういうふうに違反するおそれがあるということについて注意しようと思っても、なかなか指導等も及ばないということもありますので、やはり社会保険労務士の倫理保持という観点からは、やはり社会保険労務士という方については入っていただく必要があるということで規定が置かれてい

るところでございます。

「また」ということでありますけれども、そういった倫理保持という観点に加えまして、社会保険労務士というのは、法律によって資格を付与されて、専門的な業務を行えるという特別な立場を認められておりまして、やはり常に研さん、品位を保持し、日々法令も変わりますので、そこについては正確な情報を知っていただく必要があると。やはり倫理感もきちんと高くやっていく必要があるということで、勿論監督官庁による懲戒といった規定もございますけれども、やはり自ら法律とかを勉強していただく人もございますし、日々いかに業務を改善していくのかということについては、やはり自ら取り組んでいただく必要があるということで、そういうことからするとやはりこういった県会というものできちんと資質の向上的なものをやっていく必要があるということで、平成5年になってこういう規定が置かれたというところでございます。

更に、先ほど冒頭申し上げました、平成17年で紛争解決代理業務ができるようになったというものでございますけれども、ここで実は当初労働争議は介入してはならないという規定があったわけでございますけれども、それが削除されたということでございまして、それは勿論社会保険労務士というもののについて、世間の信頼感というものも増してきた結果でこういうことになったということだと考えておりますけれども、その改正のときに、争議不介入規定は削除されたのですけれども、県会とか連合会の会則に適正な労使関係を損なう行為は法律に明文がなくなったからといっても、やはりきちんと守っていただく必要があるということで盛り来むようにしておりまして、連合会に新たに綱紀委員会を設けまして対応するというようにしております。

したがいまして、ますますこういったことで連合会とか県会が倫理保持等をやっていく必要性は高まっていると考えております。

設立の目的は、また法律を引っ張っただけでございますけれども、県会はそれぞれの県ごとに会員の品質を保持し、資質の向上と業務改善を図るため、指導・連絡に関する事務を行うと。

連合会につきましては、県会の上部団体といたしまして、資質の向上等も勿論図りますし、登録に関する事務といったものもやっておりますし、また試験事務につきましては、昔は厚生労働省の方でやっていたわけでございますけれども、やはり行政改革という流れもございます。そういったいろんなことも背景にいたしまして、連合会の方で試験事務を行うということになってきているわけでございます。

報酬規定についてでございます。次のページでございますが、これは昔あったわけでございますけれども、特殊法人等整理合理化計画という平成13年の閣議決定におきまして、やはりそれは公正有効な競争の確保等の観点から削除されたいということになっておりまして、それで削除させていただいたというところでございます。

報酬の現状どうなのかというのは、残念ながら削除してしまいまして、あとこちらの方では把握していないという状況でございます。

広告規制でございますけれども、こちらのおきまして、特殊法人等整理合理化計画におきまして、公正競争の確保とかということを御指摘いただきました。そういうことを踏まえまして、社会保険労務士の品位を保持するために、連合会の倫理規定の広告規制の規定において、虚偽・誇大広告等の必要最低限の規制になるような改正をさせていただいたという形でございます。

資格試験につきましては、先ほど説明させていただきましたので省略いたします。

その下の現状の資格保有者の過不足とその必要数に向けての対応というところでございます。

近年、社会経済情勢も変化しておりまして、個別労働関係紛争とか、後ほども出てきますけれども、いろんなものが起こってきております。高齢化等も進展しておりまして、労働社会保険関係制度について、ますます複雑化している。あるいは専門的なものになってきているという状況になっておりまして、やはり正確な情報に精通しているという社会保険労務士に対するニーズは高まってきているのではないかと考えております。そういうことも反映しているのだと思いますけれども、登録者数も毎年増加してきているというところでございまして、毎年 500 ～1,000 人程度が新しく登録されているということでございます。

また、個別労働関係紛争が増加してきておりまして、平成 17 年にまとめた統計によりますと、都道府県労働局で総合労働相談とかやってやるのですけれども、そこで受け付けている相談件数が 82 万ということで、前年に比べますと 12.2% の増ということで、かなり増加しております。

そういった中、迅速的確な対応が不可欠だということでございまして、労務管理その他、労働に関する事項について専門家であります社会保険労務士が活躍する場というのは、ますます増えてきているのではないかと。

こういったことも背景にしまして、平成 17 年に法改正をやってきておりまして、個別労働関係紛争に関する裁判外紛争解決手続における代理業務を追加してきたというところでございます。

次ページにまいりまして、該当しないところはバーにしております。

「関連・類似資格等と統合や試験科目の共通化、免除している場合その内容」、これは 1 つだけありまして、司法試験第二次試験に合格した方で労働法を選択した方については、これは重複になりますので、やはり労働基準法、労働安全衛生法の科目を免除したということでございます。

「受験資格について、特定の者に優遇される特例措置の有無とその内容」ということでございますけれども、勿論学歴ということもあるわけでございますけれども、公務員として行政事務の経験、あるいは社会保険労務士とか弁護士の事務の補助を一定期間以上やっている方につきましては、行政書士となる資格を有している方、あるいは労働組合とか会社の役員として労働社会保険諸法令の事務を、やはり一定期間以上やっている方

について、受験資格を認めるといった措置を講じているところでございます。

懲戒処分の関係でございますけれども、法律上懲戒処分ということについては、厚生労働大臣が行うということになっておりまして、懲戒の中身でございますが、戒告、1年以内の業務停止、失格処分と、対象になる行為の重さに従って、こういうふうに3つ用意されているところでございます。

具体的に申し上げますと、故意または相当の注意を怠りまして、真正の事実と反して申請書の作成、事務代理もしくはあっせん代理を行った場合。

不正に諸法令に基づく保険給付を受けたり、保険料を免れようとする指示を行ったりとか、相談に応じたりするという行為をやると、これは実は相当程度ありまして、こういったことについても懲戒の対象ということでございます。

それ以外にも、法令に社会保険労務士法の法令に違反するとか、社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があった場合についても懲戒の対象にしているというところでございます。

資格者団体、連合会あるいは県会でございますけれども、こちらの方でも注意勧告、訓告、会員権の停止というふうな処分を行えることになっております。

これが、厚生労働大臣が行う懲戒とどう違うのだというところでございますけれども、厚生労働大臣が行うのは、やはりもう既に法違反だということまでいったものについて厚生労働大臣に上がってくるということでございます。ただ、資格者団体、県会とか連合会におきましては、これはそこまでに至らない、違反まできつなくても、これは法違反ではないのだけれども非常に法違反のおそれがあると、望ましくないということ。あるいは会則で、先ほど適正な労使関係を阻害してはいかぬということを経験したということがありますけれども、そういうことを違反した方については、資格者団体の方で懲戒処分ということを行っているという状況でございます。

「免許の更新」、これは免許ではございませんので、更新はございません。

ただ、講習ということにつきましては、更新に対する自動車運転免許のような講習はないのでございますけれども、目的で申し上げましたけれども、やはり社会保険労務士は研さんをやって、資質の向上に努めなければなりませんので、やはり県会とかで資質の向上を図る研修を随時開催しているという状況でございます。

制度改正とかが頻繁にございますので、そういったことについては正確な情報を知っていただくということが必要かと思っておりますので、連合会から会報を毎月送付いたしまして、そこできちんと正確な情報を周知しているという状況でございます。

以上、大変駆け足ではございましたけれども、御説明は以上でございます。

鈴木主査 どうもありがとうございました。

それでは、質疑をお願いします。どうぞ。

大橋専門委員 議論に入る前に、数値だけ確認しておきたいのだけれども、この登録者数三万幾らと書いてあるのは、いわゆる昔、社会保険労務士というのは、かつては省庁再

編のときには、厚生省と労働省が共管していたと思うけれども、その3万584人の中には、いわゆる旧厚生省の所管する社会保険労務士も入るのですか。

富田労働保険徴収課長補佐 そこについては、共管ということでございますけれども、これが労働関係、これが社会保険関係というふうに分けておりませんで、通常この登録関係という事務については、旧労働の方で総括的に見ていたということでございまして、これが分かれていたということはございません。勿論、人数は少なかったわけでございますけれども、色分けはございません。

大橋専門委員 昔から、この労働保険徴収課が両省併せて所管していたということですか。

富田労働保険徴収課長補佐 はい。ただ、例えば試験とか、そういうことについて昔からやってきた経緯がございますけれども、そういうことについては、社会保険とかに精通しているのは旧厚生省の方でございますので、そういったことについて、現在も社会保険庁の方で一部所掌しているということでございます。

大橋専門委員 そこで、今回お招きした最大の議論のポイントは、強制加入というのは本当に必要なかどうかということです。縷々説明を受けたけれども、もう少しわかりやすく言えば、仮に強制加入を廃止して任意加入にしたら、何が不都合なのか、具体的な不都合な点を幾つか、一種の箇条書き的に御説明いただけないでしょうか。

富田労働保険徴収課長補佐 網羅的かどうかわかりませんが、こちらのペーパーでも、強制加入している場合の理由ということでまとめさせていただいております。やはり1つといたしましては、任意加入ということで会員でない方がおられるということになりますと、社会保険労務士の倫理保持と紙に書いてありますけれども、倫理保持は県会とか連合会を通じて倫理保持を担保しているということがございますので、その担保が取れなくなってしまうということがございます。

もう一つ、パラグラフでいうと3番目のところでございますけれども、やはり資質の向上とかいうことについて、きちんと連合会と県会の方で図るということをやっております。任意にしていまいますと、個人の研さんで勿論やるということになります。

これについては、一番最後のところに出てきましたけれども、会報というのは会員の皆様全員に連合会が配られているということで、常に連合会と県会が法令の正確な情報を会員に周知するというのもやっております。それが任意ということになりましたら、なかなかその辺も十分にできないのではないかと。

最後、次にもございますけれども、現在の法律の体系もますます自立性というものを求めるような法体系になっておりまして、例えば法律で労働争議介入はしていけないというふうに書いていたものを、そこを落として、これはもう連合会、県会の自立性でやっていくという思想で、県会及び連合会会則に適正な労使関係を損なう行為の禁止ということを書いていただいて、そこできちんと綱紀委員会を設けて対応しているということでございまして、なかなかそうすると会員になってない方については、この会則の規制が及ばなくなってしまう。そうするとそういった形については、やはりまた法律でやる

のかということにもなってしまって、なかなか私どもとしても、また役所の事務になってしまうということが懸念されるということがございます。

大橋専門委員 3つの点おっしゃったと思うけれども、これまでほかの省庁から聞いてきた強制加入の理由の中で、今日御説明になった新しい点は3番目だろうと思うのです。つまり適正な労使関係を損なう行為の禁止というのを社会保険労務士会の連合会の規則に書いてあると。こういうのは、ある意味では組織としての会がないと規定上書けないということなのだろうと思うけれども、さらばとって、では強制加入でなければこのような規定は書けないのでございましょうか。

富田労働保険徴収課長補佐 会則に書くこと自体は、勿論可能だと思いますけれども、会則の規制が及ぶのはあくまでも会員の方でございますので、やはり会員でない方については連合会あるいは県会で書かれても守る義務はないわけでございますから、そこについては何らかの別途の措置が必要になってくるのではないかと思います。

大橋専門委員 入っている人、つまり会員として入っている人についてだけ適正な労使関係を損なう行為の禁止とすれば、それで足りるのではないですか。

富田労働保険徴収課長補佐 そこは、法律の体系から、法律の体系を申し上げても、今後変えればいいのかという話かもしれませんが、やはり社会保険労務士というものについて、登録もすべて連合会で集中してやっておりまして、県会に入っていないからといって、社会保険労務士として資質とか一定の倫理水準とかを守っていただきたいわけでございます。そういうことからすると、やはり県会とかに入っていない方については、繰り返しになりますけれども、例えば役所が直接目を光らせてやるとかいうことになってしまいますので、そういうことからするとやはり効率化の観点からいかがかとは思っております。

大橋専門委員 まずおっしゃった第1の理由としての、倫理保持の担保という点について言えば、いわゆる士業というか、サムライ業というか、そういう業種というのはごまんとございますが、その中で、例えば医師というものを例に取ってみると、この医師についても当然倫理の保持というものが求められるし、その担保も必要だろうと思うが、さらばとって医師会というものが、多分倫理保持の担保措置を取っている組織だと思うけれども、そこが強制加入になっているわけでは全くないわけです。そういうものとのバランスからいくと、いかにもこういう強制加入というのは、本当にいいのかどうかという疑念を持たせる1つのきっかけだろうと思うのです。

私どもの立場から言えば、できるだけこの強制加入というものが、ややすれば、一種の業の囲い込みをもたらしかねないおそれのあるものであるというような世間の風潮がありますけれども、そういう状況の中で、このような囲い込みを促進しかねないような強制加入というのは、できるだけ規制改革会議としては避けるべきだという基本的なスタンスに立って言えば、やはり強制加入というのは何とか考えてほしいと思うのです。

富田労働保険徴収課長補佐 1つ申し上げてよろしいですか。他の士業の所管の方が、ど

う言われたかというのは聞いておらないのですけれども、医師というのはこれまた厚生労働省の所管でございまして、実は医師ということについては、私どもの社会保険労務士と大きく違うところは、勿論仕事の中身も随分違うというのもございますけれども、医師の関係の業務というのは、医政局というところがございまして局を挙げて仕事をやっているというところがございまして。私どもも昔は免許制度というのを国の事務でやってきたところでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、労働保険徴収課という1つのセクションにしか過ぎない、2名でやっている。一方、医者については局を挙げてやっている。それで免許とか、資質の向上とか、室とか課があるという体制でやっているということからすると、それを自立性に任せずに、例えば医師のように国の免許制度にして国で面倒見るということになってしまうと、なかなか難しい部分もあるのではないかとすることは実感としてあるのです。

大橋専門委員 別の角度から議論してみたいと思っているのだけれども、この紙を見ると、平成5年までは任意加入だったというふうにとらえますが、それで間違いないですか。

富田労働保険徴収課長補佐 登録即入会制ということで、平成5年の措置で社労士となる方に入ったということは間違いありません。

大橋専門委員 そうすると、平成5年までは任意加入であったということで、これが法改正になった動機は、社会保険労務士の方、あるいは社会保険労務士会連合会あたりからの強い働きかけによってなされたのか。そのイニシアティブは、どういう形がとられたんですか。

富田労働保険徴収課長補佐 実は、これは恐らくほかの士業も一緒だと思うのですけれども、大抵の場合この法律改正というのは議員立法によっております。平成5年は、やはり議員立法でございます。

安念専門委員 それで、強制入会制をとっている他の士業の多くは、強制入会制以外のレジームを知りませんので、現実には比較の対象が何もないわけです。この士業は、そういう意図はなかっただろうけれども、ある意味で社会的な実験をしたことになるわけです。強制加入ではない状態から今の制度に変わったのは1960年代ですね。

富田労働保険徴収課長補佐 昭和43年になります。

安念専門委員 そうすると、結構長い期間強制入会制でなかった時期もあり、それで強制入会になったというわけですから、割に比較しやすい、比較的珍しい業態だろうと思うのです。

そうしますと、入会が強制になって、今おっしゃったように行政にとってもコストセービングになったと、これは当然だと思うのです。ある意味でディスプリンというか、ポリシングの仕事をアウトソースしているわけですから、それは行政から見れば、コストがセーブされなければ意味がないのですから。もう一つは会員の資質、とりわけ非違行為のようなものがどうなったのかですが、これは比較できる話でして、かつて強制入

会制度でなかったときには、大変に皆さん御行儀が悪いと、そういうものであったのだろうか。これは事実認識の問題ですね。資料があるかどうかは別問題ですが、どうであったのでしょうか。

富田労働保険徴収課長補佐 実は、懲戒処分の資料としまして、現在私の手元にありますのが平成3年からということでございまして、なかなかその前後で分けるには、ちょっと資料として乏しいわけでございまして、ただ強制入会をしても、実は増えているのです。過去の統計がありませんのであれですけれども、これは厚生労働大臣が懲戒処分を行ったということに限定して申し上げますけれども、例えば平成6年に2件、平成11年が1件、ちょっと間が飛びますけれども、平成16年が4件、それで平成17年度につきましては、やはり4件ということで増えている。

ですから、これをどう評価するか。前のデータがないので、この時点でしか比較できないのですけれども、最近なぜ平成16年、17年でできているかということ、やはり連合会とかからも情報が密に入ってくるということもあろうかと思うのです。ですから、仮にその前と後で数字が違うということから言って、直接これは強制によって減ったのだということにはならないかと思います。

安念専門委員 勿論よろしいですよ。多分検証はできないだろうけれども、考えられる仮説としては、それは強制入会にしていなかったら、もっと増えたはずであるとか、それから強制入会にしたお陰で、本来ならば懲戒処分にすべきものを見逃されていた暗数が顕在化したのである、ですから、効果があったのだというものでしょう。別にそちらの肩を持つわけではないけれども。

しかし、いずれにせよ、もともと懲戒の件数が非常に少ないわけだから、その効果がどれだけあったのかを言うことは難しいでしょうね。

ただ、いずれにせよ、3万人以上おられて2件とか4件というのは、驚くほど少ないという感触は、私はあります。弁護士会はもっとたくさんあるから。『自由と正義』というのをごらんいただければわかるけれども、もう毎月とは言わないが、客の金を持ち逃げみたいな者がいるから、それに比べると立派というか、それほど客の金を預からないから、そういう非行を犯すチャンスがないというべきなのか、よくわからないけれども、大変少ないという印象はあります。

鈴木主査 どこの士業も同じなのだが、1つは自主的な倫理というのか、規律の維持という問題。もう一つは、情報の伝達。大別したらそういうようなことなのでしょうが、今の世の中にそんな話しでもないし、しかも弁護士とは違って2件、3件程度のものしか現実には起こらないと思うのです。

しかも、世の中のいろいろな資格者の団体は、強制入会制度を取っているのかというと、恐らく取っていないのがほとんどで、今日お伺いした幾つかの、いわゆる古典的士業以外はないと思うのです。

ここだけが歴史だからといって、あるいは便利だからといっても、4件の便利をどう評

価値するか。そういうシステムで、自主的にやらせると、よく効くというのは、ちょっと幼稚な議論だし、情報が伝わるというのも、今の情報時代で、それに職業人なのだから、どのように通達が変わり、どのように基準が変わったかというのは自分で調べるのが当たり前のことで、ある会に頼む問題ではないと思うのです。

そういうことを考えたら、何か特異な、世の中の常識からいったら、ちょっとかけ離れた強制入会、それに入らないと仕事をやってはいけないというところまでおやりになるのは、もう見直すべきだという感じがするのです。また、外すとどんどん辞めてしまうということをおっしゃっていたが、辞めてしまうというのは、会員がその必要性を感じないからという問題もあるでしょうし、あるいは負担があって、その負担と受益とがバランスしないからという問題もあるでしょうし、そこら辺のことも考えたら、もう見直す時期に入っているのではないかという気がするのです。

そういうことを、厚生労働省が主体的に行動を起こすということは、法律が議員立法であるということの関係から可能ですか。

富田労働保険徴収課長補佐　なかなかお答えしにくいところでございますけれども、懲戒が4件ということについては、これは補足が必要かと思うんですけれども、これは厚生労働大臣の懲戒でございます、勿論、会として処分は別途もっと大きな件数をやっているわけでございます。

やはり強制加入を見直すということになりますと、これは直接に行政コストに跳ね返ってくるという部分がございますので、それで行政のスリム化ということを求められている中で、私どもがすべて後は責任を取りますと言えるかという、なかなか厳しい状況であるということは御理解いただきたいと思います。

鈴木主査　そこまでおっしゃるのだったら、懲戒権もあげてしまったらどうですか。厚生労働大臣が懲戒権を持たずに、その会でやってしまったらどうですか。

富田労働保険徴収課長補佐　これは、社会保険労務士法という法律に基づく資格でございます、やはり最終的には国の責任で。

鈴木主査　だけれども、国は何もやらないのだから、行政コストを安くするためにそこに任せきりだと言ってやらないのだから。我々が主張している官業の民間開放の1つは包括的な業務委託ですね。それよりも前の概念として、民間移管をなさというのが1つの理念なのだから、何もやらないのだったらもう移管してしまったらどうですか。

富田労働保険徴収課長補佐　結局これで実際に被害を被るのは労働者の方でございます、そういった方が被害を被ったというときに、どこに責任の所在が来るのかといいますと、やはり国は何をやっていたのかという部分も最後は残ってくるわけでございます。

鈴木主査　別に何もやってないでしょう。この会を信用して任せきりで。

富田労働保険徴収課長補佐　そういうことはございません。ここは、ございませんと申し上げただけではなかなか説得力がないかもしれませんが、実際問題として連合会等に対しまして、適切に業務が行えるように日ごろから指導をやっているわけでござい

まして、そこについては国の事務として残る部分があるというふうには考えております。
大橋専門委員 連合会が行っている処分といいますか、懲戒といいますか、それは件数的には年間どのぐらいですか。

それから、厚生労働大臣と連合会との懲戒における住み分けというか、どういう分担関係になっているのか。

富田労働保険徴収課長補佐 まず、件数と住み分けの問題が出たかと思いますが、件数を簡単に申し上げますと、17年度の数字でございますが、訓告というものが5件、会員権停止が94件、注意勧告というものが11件、17年度はまだ終わっておりませんので、2月7日現在でございます。

あと住み分けという部分につきましては、ペーパーでは少し説明させていただいたのですが、厚生労働大臣に上がってくる案件については、もうすべて法違反と、規則違反と、社会的にも非難される重大な非行があったというところでございます。県会、連合会というところにおきましては、そこまで至らない法違反のおそれがある場合といったものについても、踏み込んでやっていると。

勿論、身分の剥奪までは資格者団体に任せておりませんで、身分の剥奪という失格処分は厚生労働大臣のみができると。ですから、法違反ということで処分や資格者団体ができたとしても、会員権停止までというところでございます。

鈴木主査 ここは、他の士業と同じように政治連盟は持っているのですか。

富田労働保険徴収課長補佐 同じようにございます。

鈴木主査 どの程度の力を持っているのですか。

富田労働保険徴収課長補佐 これもなかなか申し上げられにくいですね。なかなか客観的に申し上げることは難しいかと思いますが、賀詞交換会とかが年1回ございまして、そういうところに行ったところは、かなり政治家の先生方がこられているという状況でございますけれども、それをもってどうこうという評価は私の方からは差し控えたと思います。

安念専門委員 強制入会制を導入できる程度にはパワフルだったということです。

鈴木主査 強制入会制度をやめるとなると、御省一人だけでは決められないということですね。

富田労働保険徴収課長補佐 勿論、経緯的なものもございまして、最終的には国会で御議論いただく話になるのではないかと思います。

大橋専門委員 もう古い資料だから難しいかもしれないけれども、平成5年のときに強制加入にしたときの、なぜ強制加入に変わったのかということについての国会の議論などを少し整理して、こちらの事務局の方に提出していただけないでしょうか。

富田労働保険徴収課長補佐 国会の議事録ということでございますか。

大橋専門委員 お手元があれば、それで結構です。

富田労働保険徴収課長補佐 議事録は勿論公開でございますので。

鈴木主査 御省が一番新しいですね。だから、たしか司法書士が昭和 31 年で、さっき昭和 37 年組もありましたね。平成 5 年組というのは一番新しいですね。

富田労働保険徴収課長補佐 ちょっと調べてみます。

大橋専門委員 それから、この資料の一番最後に定期的な講習というのがございますね。

これは、ある意味では実質的な義務づけみたいな形で定期的な講習をしているのでございましょうか。仮にその講習に出ない。あるいはかなり何回にもわたって講習を受講しないような人が出たときには、どんな措置が取られているのでしょうか。

富田労働保険徴収課長補佐 研修につきましては、法律の方で社会保険労務士は社会保険労務士会及び連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないという努力義務規定があるというところでございます。

実際の講習は、実は県会ごとにやっているものもたくさんございまして、それを今日の時点では網羅的に把握しておりませんので、もしそれをということでありましたら、またお時間をいただかないと、ということがございます。

大橋専門委員 どんな研修が行われて、どのぐらいの回数で行われているのか、少しまとめておいてくれますか。

富田労働保険徴収課長補佐 わかりました。

鈴木主査 もう一つ、2 枚目に書いてある個別労働紛争に関する裁判外の紛争手続における代理業務を業務として追加したというのは、これはたしか規制改革委員会で資格制度を見直したときに、遅ればせながらということで自分の方にも何か欲しいと言ってこられたときに入った業務なのですが、これに類して隣接、隣接というのは主に弁護士とか行政書士と関係するのだろうが、そういうものに対して、こういう業務も自分たちの方でもやりたいという希望はありますか。

富田労働保険徴収課長補佐 申し訳ありません。これをやりたいというのは、どういうことですか。

鈴木主査 この業務を新たに加えたのは、規制改革委員会が資格制度について議論をしたときに、かなり終盤の段階で社労士に対してもこういうものを、これは紛争処理の業務代理なのだから、それまでは弁護士の職域なのですね。だが、弁護士の職域から社労士の方に移してもらいたい、自分たちもやれるようにしてもらいたいという希望があって入った事項なのです。だから、これ以外の業務についても社労士がやりたいというようなニーズはありますかという質問です。

富田労働保険徴収課長補佐 わかりました。私どもが連合会とかから要望を受けておりますのは、現在、個別労働関係紛争に係る ADR 業務というものについては、訴額が 60 万円までは単独で受任できるということになっておるのですが、それ以上は弁護士の方と共同受任ということで、この 60 万というのが余りにも低いのではないかという要望を受けてございます。

鈴木主査 それは裁判外ですね。

富田労働保険徴収課長補佐 はい、A D R、裁判外手続でございます。

それから、今度は裁判の方につきましては、簡易裁判の方で他士業の方が弁護士以外にもかかわらず一定程度の訴額以下について代理できるということがございまして、労働関係について裁判でもいろいろと紛争がかかっているかと思うのですけれども、それについては個別労働関係紛争が裁判外でできるのであれば、裁判の方も一定程度、他士業の方もやっておられますので、できないかという要望は受けております。

鈴木主査 簡裁の訴額は幾らだったですか。

安念専門委員 140 万です。

鈴木主査 それは、今回の見直しで希望としてお出しになられますか。

富田労働保険徴収課長補佐 今日この時点では、申し訳ありませんが、私は課長の代理でまいっておりますので、組織として言えと言えはなかなか申し上げられませんので。

鈴木主査 組織として御回答ください。今日は結構です。

富田労働保険徴収課長補佐 わかりました。

鈴木主査 それでは、よろしいですか。

どうも御苦労さまでした。

(厚生労働省関係者退室)